

奈良県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 栗原榛原線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
8	宇陀市榛原笠間一	前	A	四・四	九八・六	旧道移管
9	宇陀市榛原笠間一 九四〇番先から	後	B	六・〇	一〇〇・〇	
1	宇陀市榛原笠間二 二二〇番先まで	後	B	九・四	一〇〇・〇	
				一三・七		
				一三・七		